

辺野古沖転覆事故に関する「教育基本法違反」への猛省と偏向教育の根絶、
および行政の責任追及を求める意見書

令和8年3月16日、名護市辺野古沖で発生した小型船2隻の転覆事故により、修学旅行中であった同志社国際高校2年の武石知華さんを含む尊い2名の命が失われた。

本件を巡っては、国会や沖縄県議会の委員会審査等でも厳しく追及され、文部科学省が「特定の政治的見解に偏った内容であり、教育基本法第14条第2項（政治的中立性）に違反する」と初めて公式に認定するに至った。また、転覆した船が海上運送法に基づく事業登録を行っていなかったなど、数々の重大な違法行為・安全管理の破綻が明るみに出ている。

沖縄県はこれまで修学旅行の積極的な誘致活動を行い、多くの学校が平和学習の一環として沖縄戦の歴史を学び、平和への思いを深めてきた。しかし、その受け入れプログラムの一部がこれほど深刻な違法事態と悲劇を招いたのである。国土交通省等による調査や、ご遺族・保護者からの切実な訴えによって凄惨な事実が明らかにされているにもかかわらず、沖縄県当局および「オール沖縄」をはじめとする反基地勢力は、今なお自己弁護と責任回避に終始している。

沖縄県知事および沖縄県教育委員会は、特定のイデオロギーを最優先し、一部勢力による違法な抗議活動や反戦活動を「平和運動」の名の下に黙認・助長してきたのではないか。その歪んだ姿勢が、結果として女子高校生の命を奪う最悪の事態を招いたという事実を直視し、猛省すべきである。

よって、沖縄の教育が特定の政治勢力の道具とされることを断じて許さず、子どもたちの尊い命と健やかな学びを守るために、知事の政治責任を含めた断固たる措置を求めるとともに、県および教育委員会に対し、ご遺族の訴えを厳粛に受け止め、以下の通り即刻かつ厳格な措置を講じることを強く求める。

記

1. 人命を二の次とし、未成年者を政治闘争の現場に引き込んだ受け入れ体制の歪みを県は厳しく認識し、ご遺族の無念と、安全配慮を完全に無視した政治偏重のプログラムがなぜ是認されていたのか、行政としての徹底的な説明責任を果たすこと。
2. 文部科学省による「教育基本法違反」の認定を重く受け止め、偏向教育や活動家の同伴を即時に禁止すること。また、違法な抗議活動を展開する団体や活動家を学校行事および平和学習等のガイド・講師として介入させることを全面的に禁止すること。
3. 県は、これら違法かつ危険極まりない運航を「平和活動」の名目で黙認・擁護してきたこれまでの行政の怠慢を総括すること。
4. 今般明らかとなった違法行為に関し、厳格な対処を講じること。また、今後の安全管理を徹底するため、安全基準を満たさない活動家らの船舶の運航に対し、海上保安庁等と連携して厳格な取り締まり、指導、および行政処分を行うこと。
5. 沖縄県としての信頼回復と再発防止を徹底し、二度とこのような悲劇を繰り返さないため、平和教育の実施場所の選定基準に「政治的争議や危険区域の排除」を盛り込むこと。また、特定の政治的思想のみを植え付ける教育プログラムを排除し、生徒が政治的プロパガンダに利用されないことがないように、安全最優先かつ客観的事実に基づいた、本来あるべき新たな平和教育のガイドラインを即刻策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

沖縄県豊見城市議会

提出先： 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長